○農林水産省令第五号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項） 第二十五条　法第三十七条第一項に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項は、次のとおりとする。 一　飲食料品等事業者等は、法第三十六条第一号に規定する場合には、次のイからハまでに掲げる事項を行うことにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。 イ　速やかに当該協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。 ロ　取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第三項に規定する公的統計、法第四十二条第一項第一号に規定する指標、行政機関が実施した調査の結果その他客観的な事実に基づいた情報であって公表されているものを用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。 ハ　当該飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方的に決定しないこと。 二　飲食料品等事業者等は、法第三十六条第二号に規定する場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うことにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。 三　飲食料品等事業者等は、取引の相手方から、その取り扱う飲食料品等の取引条件に関する協議の申出又は当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案（以下この項において「協議の申出等」という。）がされた場合には、次のイ及びロに掲げる事項を行うことにより、法第三十六条各号に掲げる措置を講ずるものとする。 イ　協議の申出等のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。 ロ　取引の相手方から示された協議の申出等について、その検討	（新設）

結果及びその理由の説明その他必要な情報の提供を行うこと。

（指定飲食料品等の指定）

第二十六条　法第四十一条第一項の規定に基づき、次に掲げる飲食料品等を指定飲食料品等として指定する。

一　米穀

二　野菜

三　豆腐

四　納豆

五　飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。第二十九条第五号において同じ。）

第二十七条　（略）

（認定指標作成等団体の認定の申請）

第二十八条　法第四十二条第一項の認定の申請は、同条第二項に規定する申請書に、同条第三項に規定する業務規程（以下単に「業務規程」という。）のほか、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

一　定款又はこれに代わる書面

二　法人である場合においては、登記事項証明書

三　認定を受けようとする者が法第四十三条第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

四　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）又は職員の氏名を記載した書類

五　その他必要な書類

（指定飲食料品等ごとの段階）

第二十九条　法第四十二条第四項第三号ロの農林水産省令で定める段

（新設）

第二十五条　（略）

（新設）

（新設）

階は、次の各号に掲げる指定飲食料品等の品目に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　米穀　生産、流通及び販売

二　野菜　生産、加工、流通及び販売

三　豆腐　その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売

四　納豆　その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売

五　飲用牛乳　その原料となる生乳の生産及び流通、製造並びに販売

（認定指標作成等団体の認定の要件）

第三十条　法第四十二条第四項第五号（法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　法第四十二条第一項第一号に規定する指標の作成に参画することを希望する者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二　前号に規定する指標の作成に参画する特定の段階に属する者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三　法第五十条に規定する義務の履行が確保されるよう、必要かつ適切な措置を講じていること。

四　第一号に規定する指標の作成に参画する者又は当該者であった者に対して、前号の措置と同等の措置を講じていること。

（農林水産大臣による意見の聴取）

第三十一条　農林水産大臣は、法第四十二条第五項（法第四十四条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2　法第四十二条第五項の利害関係人として意見を述べようとする者は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならな

（新設）

（新設）

い。

（認定の公示）

第三十二条　法第四十二条第七項（法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、インターネットの利用により行うものとする。

（認定指標作成等団体に係る変更の認定の申請）

第三十三条　法第四十四条第一項の変更の認定を受けようとする認定指標作成等団体は、当該変更が業務規程又は第二十八条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

（認定指標作成等団体に係る軽微な変更）

第三十四条　法第四十四条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一　法第四十二条第二項第一号に掲げる事項の変更

二　法第四十二条第二項第四号に掲げる事項の変更

三　法第四十二条第二項第五号に掲げる事項の変更

四　業務規程の変更（誤記の訂正、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の業務規程に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更に限る。）

（認定指標作成等団体に係る変更の届出）

第三十五条　法第四十四条第二項の規定による届出は、当該変更が業務規程又は第二十八条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

（認定指標作成等団体に係る廃止の届出）

（新設）

（新設）

（新設）

第三十六条　法第四十五条の規定による届出は、廃止の日の三十日前までに、届出書を提出してしなければならない。

（身分を示す証明書）

第三十七条　法第第二十九条第二項、第四十条第二項又は第五十一条第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（権限の委任）

第三十八条　法第六条第一項、同条第六項及び第八項から第十項まで（これらの規定を法第七条第三項（法第八条第七項、第九条第八項及び第十条第七項において準用する場合を含む。）、第八条第六項、第九条第七項及び第十条第六項において準用する場合を含む。）、第七条第一項及び第二項（これらの規定を法第八条第七項、第九条第八項及び第十条第七項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項及び第六項、第十条第一項、第十一条第一項及び第四項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項及び第二項、第二十条並びに第二十一条の規定による農林水産大臣の権限のうち、安定取引関係確立事業活動等又は連携支援事業が一の地方農政局又は北海道農政事務所の管轄区域内のみにおいて行われる安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画又は連携支援計画に係るものは、これらの計画の認定を受けようとする者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第三十四条第一項及び第三項、第三十五条、第三十八条から第四十条まで並びに第五十二条の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（新設）

（新設）

（権限の委任）

第二十六条　法第六条第一項、同条第六項及び第八項から第十項まで（これらの規定を法第七条第三項（法第八条第七項、第九条第八項及び第十条第七項において準用する場合を含む。）、第八条第六項、第九条第七項及び第十条第六項において準用する場合を含む。）、第七条第一項及び第二項（これらの規定を法第八条第七項、第九条第八項及び第十条第七項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項及び第六項、第十条第一項、第十一条第一項及び第四項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項及び第二項、第二十条並びに第二十一条の規定による農林水産大臣の権限のうち、安定取引関係確立事業活動等又は連携支援事業が一の地方農政局又は北海道農政事務所の管轄区域内のみにおいて行われる安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画又は連携支援計画に係るものは、当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第三十四条第一項及び第三項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則の次に別記様式として次の様式を加える。

別記様式

（第１面）

第　　号

立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

写真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

農林水産大臣、地方農政局長又は北海道農政事務所長

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成すること。
２　氏名欄には、旧氏を記載することができる。
３　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査に係る法令の条項を記載すること。
４　該当の有無の欄に、立入検査をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
５　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
６　裏面には、参照条文を記載することができる。

附　則

この省令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。